

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

- 税制 賃上げ促進税制
- 助成金 2023年度キャリアアップ助成金（正社員化コース）
- 融資 新型コロナ対策資本金劣後ローンの概要とメリット・デメリット
- メディア実績

5

月号



お客様インタビュー

『株式会社ARCYELL』

若松 翔 様



株式会社ARCYELL

代表取締役 若松翔様(写真左)

横浜オフィス 望月隆寛(写真右)

サン共同に依頼をしたきっかけ

副業で、WEBコンサルやマーケティング事業の仕事をしていたのですが、領収書や青色申告作業が負担に感じ、税理士に依頼をすることにしました。

サン共同は友人から紹介をもらったのが知ったきっかけです。初めて、望月さんと面談をさせていただいた際には、税金に関してさまざまな知識を分かりやすく教えていただき、個人事業主として知らないといけないことがたくさんあるんだなと思いました。2021年、11月ごろの出来事です。

担当者への感想/サン共同で会社設立も依頼しようと思った理由

初回面談時の段階で、法人化を見据えたときに必要な税金の知識や、社員を雇っていくにあたって社会保険の話など、望月さんは将来的なビジョンも寄り添いながら話を聞いてくれて、質問に対して何でも丁寧に教えてくれるのが印象的でした。

正直、会計事務所には領収書を丸投げしてしまえば対応してもらえるイメージだったのですが、これから経営者になるにあたり、ただお願いするだけではなく私自身、税金についての知識を学習していかなければいけないんだなと思いました。そういった意味では望月さんはスポーツでいう“コーチ”のような存在ですね。

直近では、インボイスに関しても事前に告知してくださるなど先々のことを早めに教えてくれるので非常に助かっています。今は、3ヶ月に一度オンラインでMTGをしていますが、必要に応じてチャットワークで気軽に質問できるのもありがたいなと感じています。

2年弱、個人事業主としての活動を経て、2023年3月28日に法人化をしました。もちろん、法人化の後もこれまで支えてくださった望月さんをお願いすることにしました。



社名の由来

社名は、ARCYELL (アークエール) と名付けましたが、これはフランス語で、アーク=懸け橋 エール=応援という意味があります。

この由来は、私の根底にある“陸上”への想いから来ています。私はもともと、陸上の競技者でした。陸上においては、実業団に所属する選手の“セカンドキャリア”の受け皿がほとんどないのが現状です。特に、中距離以上走る選手においては、スピードや持久力など身体的なスタミナが絶対的に必要になってきます。

そのため、選手が結果を出し続けられるのは20代までがほとんど。30代というと大学卒業後に企業に入社した社会人の方は仕事にも脂が乗ってくる頃ですが、中距離選手の世界は引退という形で一つのキャリアに幕を閉じてしまうのです。

私自身も、大学卒業後は陸上の選手を数年経験した後に、実業団で監督もしていました。しかし、監督業務も現実には厳しく、結果が出せずに契約が終了します。26歳の頃でした。

その後の就職活動はととても大変で、一般企業を何社も受けましたがことごとく不合格になり社会復帰をするまでに苦労をしました。

そんなときに現役時代にお世話になった先輩に相談をし、とあるIT企業を紹介してもらいました。

これが今、私が行っている事業にも繋がっているのですが、私自身、縁を作ってくれた先輩や、今のビジネスに救われたように私も誰かの“懸け橋”になりたいと思ったのです。



これから法人化を目指してるフリーランスの方々へメッセージ

ゴールがどこにあるのかを決めることが大切だと思います。

陸上だとしたら結果を出すために、自分自身をいかにベストな状態に持っていくのか、そのために何が必要かを把握し、行動に移していくことが必要なことだと感じています。

要するに、逆算して目標達成に向かって走り続けられるかが、結果、法人化をしていく上で重要になる売上にも繋がっていくのではないのでしょうか。

陸上でいうまさに中距離に近いとは思いますが、ただ、私個人としてはフリーランスの方は法人化をする前に色々寄り道もしていいと思うんです。

自分にはこれしかないと可能性を決めずに、周りから反対されても、自分の心の声に従い動くことで、チャンスに巡ってきます。そして、困ったら信頼できる人に遠慮せず相談することです。誰かからの言葉は、自分自身へのメッセージだと思います。

言われたアドバイスは素直に取り入れることも道を拓く上で大きなポイントになってくるかと思います。

今後の展望

今年中には、売上4,000–5,000万円を目指しています。次は、スポーツジムの経営にもチャレンジしたいです。あとは、陸上選手の受け皿として事業を展開していきたいと思っています。スポーツ選手採用枠を作ったり、実際に子ども向けの陸上スクールを立ち上げているので、その運営をお任せするなど、WEB業界はまだまだ成長している分野ですので、陸上選手のような忍耐強く、最後まで走り抜ける優秀な人材の活躍支援も行っていきたいと考えています。

法人情報

社名：株式会社ARCYELL

代表取締役：若松 翔

中距離陸上選手、実業団の監督を経て、大手WEBマーケティング会社において営業職として従事。営業成績1位の獲得を機に、当時の東証一部上場のグループ会社に入社。デジタルマーケティング事業において、SEOを中心としたマーケティング全般業務に従事。2023年3月に株式会社ARCYELLを立ち上げる。

賃上げ促進税制

1. 概要

賃上げ促進税制とは、従業員の給与引き上げに取り組む企業や個人事業主を支援するための税額控除制度です。税額控除は法人税(所得税)が直接減額されるものであるため節税効果の大きいものとなります。令和4年度税制改正によって所得拡大促進税制から引き継がれた税制として内容が拡充されており前年度からの給与支給増加額に対して税額控除を行うことができます。

対象は青色申告を提出する企業や個人事業主で、適用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)となります。

2. 適用要件と控除税額

賃上げ促進税制には、要件を満たした中小企業だけが適用できる「中小企業向け」と、大企業を含むすべての青色申告の事業者が適用できる「大企業向け」があります。

【中小企業向け】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除

(1) 基本要件

「雇用者給与等支給額」が前事業年度と比較して1.5%以上増加している場合

⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」(※1)×15%を税額控除

※1 控除対象雇用者給与等支給増加額

適用年の「雇用者給与等支給額」から前年の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額(※2)を上限とします。

※2 調整雇用者給与等支給増加額

適用年の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前年の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額

(2) 上乗せ要件①

「雇用者給与等支給額」が前事業年度と比較して2.5%以上増加している場合

⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」×30%を税額控除

(3) 上乗せ要件②

通常要件を満たした上で、さらに「教育訓練費」が前事業年度と比較して10%以上増加している場合

⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」×25%を税額控除

上乗せ要件の①②ともに満たす場合には「控除対象雇用者給与等支給増加額」×40%を税額控除できます。

< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



出典：経済産業省

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

【大企業向け】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除

(1) 基本要件

「継続雇用者給与等支給額」が前事業年度と比較して3%以上増加している場合

⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」×15%を税額控除

資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業は、税務申告前にマルチステークホルダー方針の公表が必要です。要件に適した給与引き上げの実施に加え、下請事業者を含むすべての取引先との適切な関係構築などの方針・事項を自社ホームページに公表し、経済産業大臣へ届け出る必要があります。

(2) 上乗せ要件①

「継続雇用者給与等支給額」が前事業年度と比較して4%以上増加している場合
⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」×25%を税額控除


(3) 上乗せ要件②

通常要件を満たした上で、さらに「教育訓練費」が前事業年度と比較して20%以上増加している場合
⇒「控除対象雇用者給与等支給増加額」×20%が税額控除

上乗せ要件①②ともに満たす場合には、「控除対象雇用者給与等支給増加額」×30%を税額控除できます。

< 大企業向け (資本金1億円超の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する全企業
適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件	追加要件
<p>継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加 ⇒ 25%税額控除*</p> <p>or</p> <p>継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加 ⇒ 15%税額控除*</p>	<p>教育訓練費が前年度比で20%以上増加 ⇒ +5%税額控除*</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>大企業向けの 詳細情報は こちら</p>  </div>

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

出典：経済産業省

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

なお、「中小企業向け」制度の対象は、中小企業者等として、青色申告書を提出する事業者のうち、以下の要件を満たすものです。

(1) 以下のいずれかの法人

① 資本金または出資金が1億円以下

※ただし、大規模法人から出資を受けいる場合には除外規定あり

② 資本金又は出資金がない法人は、常時使用する従業員が1,000人以下

(2) 常時使用する従業員が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(農業協同組合・中小企業等協同組合など)

賃上げ促進税制の「大企業向け」は、青色申告を提出する事業者すべてが対象です。そのため、中小企業向けの適用対象事業者であっても、大企業向けを適用することも可能です。要件が異なりますので、試算した結果が有利な方を選択できます。

所得拡大促進税制(旧制度)との違い

「雇員給与等支給額」を比較する点に変更はなく、上乗せ要件の「要件と控除額」が変更となっています。

旧制度	適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和4年）	新制度	適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年）
適用要件（通常要件）	控除率	適用要件（通常要件）	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%	雇員給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件（上乗せ要件）	控除率	適用要件（上乗せ要件）	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと	+10%	雇員給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	+15%
①教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること		教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること	+10%
		※経営力向上要件は廃止	

出典：経済産業省 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

○上乗せ要件の変更

旧制度では、前年と比較した「雇員給与等支給額」が2.5%以上増加し、さらに教育訓練費の金額増加等の要件も満たす必要がありましたが、賃上げ促進税制では2つの要件それぞれで個別に税額控除率が加算されることとなりました。

○教育訓練費の明細書の添付義務の廃止

改正前は教育訓練費の明細を作成、添付する必要がありましたが、改正後は添付の必要がなくなり、明細書の保存で適用が受けられるようになりました。

3. 注意点

基本的な注意点は、以下のとおりです。

(1) 役員等への給与は対象外

国内雇用者に対する給与等のみが対象です。役員及び役員の特殊関係者等は対象外です。

(2) 税額控除額の上限は法人税額(所得税額)の20%

税額控除率は所得拡大促進税制よりも拡大しましたが、税額控除額の上限は法人税額の20%となります。

(3) 給与等の金額から控除する必要があるものの確認

中小企業向けでは、給与等の金額が増加していれば税額控除の対象になります。

残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当等は本制度の対象となる給与に該当しますが、税額控除の計算にあたって、給与等の金額から差し引くべきものがあるかどうかの注意が必要です。

給与等の金額から差し引くものとしては、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金(早期雇い入れコース)、キャリアアップ助成金(正社員化コース)、特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースなど雇用に関する助成金)や、出向者がいる場合の出向元法人から支払を受けている金額等が当てはまります。

※ただし、雇用安定助成金額は除きます

2023年度キャリアアップ助成金(正社員化コース)

1. キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは？

採用後6か月以上経過している非正規の有期契約の労働者(契約社員、パート・アルバイト等)を、正規雇用労働者に転換することにより、待遇を改善した場合に受給できる助成金です。

2. 受給額は1人当たり57万円！

1人の非正規の有期契約労働者を正社員にすることで、1人当たり57万円が支給されます。(※無期契約のパート・アルバイトを正社員にした場合は28.5万円支給)

昨年との変更点…生産性の向上が認められた場合の加算額が廃止

正社員化コース	有期 → 正規	無期 → 正規
中小企業	57万円	28万5,000円
大企業	42万7,500円	21万3,750円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

3. 採用のミスマッチを防ごう！

新たに従業員を雇う場合など、採用のミスマッチなど不安かと思えます。まずは契約社員、パート・アルバイトの有期雇用で採用し、6か月以上育成してから正社員に転換することによって、採用のミスマッチを防ぎましょう！

4. 申請受給までの流れ(2023.4.1に入社した従業員を半年後正社員にした場合)

①契約社員、パート・アルバイト入社(2023.4月) ※「就業規則」作成必要!



②キャリアアップ計画書の届出(2023.8月頃)



③正社員転換(2023.10月) ※「賃金3%以上UP」必要!



④支給申請(2024.4月頃)



⑤受給決定(2024.10月頃)



<正社員の主な要件>

- 1 正社員転換後**3%以上の昇給**を行い、6か月以上雇用継続すること
- 2 正社員は「賞与または退職金」かつ「昇給」が就業規則に明記されていること
- 3 正社員と有期契約労働者は賃金における**待遇差が明確**であること
(例えば、時給→月給に変更する、有期契約労働者は賞与無し→正社員は賞与ありなど)

<対象者の注意点>

- 代表又は役員の3親等以内の親族でないこと
- 転換時点において定年まで1年以上の雇用期間がある
- 正社員にすることを確約して雇われていない(正社員の求人から雇用したものでない等)
- 過去3年以内に現在の事業主の関連会社(親会社・子会社など)において正社員雇用されたことがない
- 入社前に、請負や業務委託を行っていたものでない
- 雇用保険に加入している場合は「有期契約労働者」又は「パートタイム」の区分で資格取得している
- (有期からの転換の場合) 転換前の雇用期間が3年以内である
- (転換前) 管理監督者でない
- 残業代が正しく支払われている
- 法に沿って社会保険・雇用保険に加入している
- (転換後) 転換前に比べて基本給及び定額で支給される諸手当の額が低下しない
- 転換日の前後6か月の間に、会社都合の解雇がない

※その他、細かい要件もあります

5. 助成金申請時に必要な書類

助成金申請時には以下の書類の提出が必須なので準備が必要です。

1	就業規則	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
2	雇用契約書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
3	出勤簿、タイムカード	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
4	賃金台帳	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

※ない場合も弊社にご相談ください。(整備すれば助成金にお取組みできる可能性があります)

6. 最後に

助成金は100%利益です。利益率が10%だと仮定した場合、助成金を300万円受給することは、3000万円を売り上げたことに相当します。まだ規模が小さい企業や個人事業主にとっては、大きな財源となりますので、まずは自社がお取組み可能かどうか、お気軽にお問い合わせいただけますと幸いです！

日本政策金融公庫 新型コロナ対策資本金劣後ローンの概要とメリット・デメリット

日本政策金融公庫は2023年4月以降においても「新型コロナ対策資本金劣後ローン」の取扱いを継続しています。資本金ローンは「借入期間中の元金の返済が不要」であることや「借入が金融機関の資産査定上、自己資本としてみなされる」等の多くのメリットを有した融資制度になっています。

なお、資本金ローンには「挑戦支援資本強化特別貸付」がありますが、今回は表題の制度の概要やメリット・デメリットについて解説していきます。

事業者の規模	融資限度額
小規模事業者の方（国民生活事業）	7,200万円
中小企業の方（中小企業事業）	10億円

メリット

①期日一括返済であり、借入期間を長期にわたって設定できるので資金繰りが安定する

通常の借入では毎月での分割返済になりますが、資本金ローンは**期日での一括返済**であり、その間は元金の返済が発生しません。また、借入期間は**5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年のいずれかの期間で設定**することが可能なので、事業の維持・拡大に向けて集中して資金を投入できます。

②資本金ローンでの借入金は、金融機関の審査での資産査定上で自己資本としてみなされる

金融機関からの借入は短期もしくは長期借入金として決算書上では債務として計上されます。多額の借入残高を有しており、それを上回る資産が無い場合には債務超過状態になってしまいます。しかし、資本金ローンでの借入残高は**自己資本(純資産)としてみなされる**ため、資金を調達するだけでなく**財務内容の改善**にも繋がり、**次の資金調達においても有利に働く**ことがあります。

《通常の融資で2,000万円を調達した場合》

- ①資産 2,000万円
- ②債務 3,000万円
- ③新規借入金 2,000万円

①－(②＋③)＝3,000万円の債務超過状態！
⇒追加融資は難しい判断になりやすい

《資本金ローンで2,000万円を調達した場合》

- ①資産 2,000万円
- ②債務 3,000万円
- ③資本金ローン 2,000万円

①＋③－②＝1,000万円の資産超過とみなされる！
⇒資産超過なので融資の可能性が大きく上がる

※上記ケースは資本金ローンの借入残存期間が5年以上の場合です

③自己資本としてみなされるが、持株比率への影響はない

金融機関での査定上、資本性ローンは自己資本としてみなされると上述しましたが、あくまでも借入金という性質は変わらないことから**持株比率への影響はありません**。

④業績が芳しくないときは金利負担が少なくなる

税引後当期純利益額が0円未満の場合は、**年利率0.50%**と低金利になります。借入時の業績が低迷している場合には金利負担を気にせず資金調達が可能です。

⑤無担保・無保証人で利用が可能

担保や連帯保証人をつけずに融資を受けられるので、万が一の際のリスクを考慮せずに資金繰りの改善を図ることができます。

■ デメリット

上記のようにメリットを多数有している制度ですが、その一方で下記のようなデメリットもあります。

①決算が黒字の場合、利息が高い

利益が1円以上の場合、2.60%以上の金利が発生します。

②繰上返済が不可能

繰上返済による金利負担軽減を行うことはできません。

③融資審査難易度が高い

通常の融資審査より厳しい財務内容の審査や10ヶ年事業計画書、資金繰り等の資料の提出を求められます。

④四半期毎に報告義務が発生

経営状況を定期的に報告(試算表、事業計画書の提出など)する必要があり、事務負担が増加します。

申込要件

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の方であって、次のいずれかに該当する方がご利用できます。

- 1 J-Startupプログラムに選定された方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方
- 2 中小企業活性化協議の支援を受けて事業の再生を行う方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方
- 3 上記①、②に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年4月3日時点
創業融資の基準金利	2.45～3.45%	<u>2.23～3.20%</u>
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年9月30日まで	変更なし



代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!



メディア実績



セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アクセスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナーONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『土業ランキング500』2022年完全版

書籍



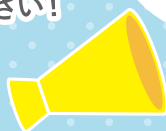


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp

YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功チャンネル

今すぐカクニン





拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!